議案第１５４号

前橋市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について

令和８年１１月２６日提出

前橋市長　小　川　　晶

前橋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（前橋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　前橋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年前橋市条例第３０３号）の一部を次のように改正する。

第７条の３第１項中「４１万７，６００円」を「４１万８，６００円」に改める。

第１５条第１項中「４，７００円」を「５，０００円」に改め、同条第２項中「２万３，５００円」を「２万５，０００円」に改める。

第１６条第２項各号列記以外の部分中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に改め、同条第３項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の７１．２５」を「１００分の７３．７５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に、「１００分の６１．２５」を「１００分の６３．７５」に改める。

第１９条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に、「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「１００分の５３．７５」に、「１００分の６１．２５」を「１００分の６３．７５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700
2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400
3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500
4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700
5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100
6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300
7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200
8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700
9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700
10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300		
11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800		
12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300		
13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800		
14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100		
15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400		
16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600		
17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800		
18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100		
19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400		
20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600		
21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800		
22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600		
23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400		
24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200		
25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800		
26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400		
27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000		
28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600		
29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300		
30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100		
31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500		
32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200		
33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700		
34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100		
35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500		
36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900		
37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300		

38	256, 200	290, 900	329, 100	378, 100	399, 200	430, 100	474, 600		
39	257, 100	291, 600	330, 400	379, 500	400, 100	430, 600	474, 900		
40	257, 900	292, 300	331, 700	380, 900	400, 900	431, 000	475, 200		
41	258, 700	293, 000	333, 100	382, 400	401, 700	431, 400	475, 500		
42	259, 300	293, 800	334, 300	383, 200	402, 500	431, 600	475, 800		
43	259, 900	294, 500	335, 500	384, 100	403, 300	431, 900	476, 100		
44	260, 500	295, 200	336, 600	385, 100	404, 000	432, 200	476, 400		
45	261, 100	295, 900	337, 500	386, 000	404, 700	432, 500	476, 700		
46	261, 700	296, 600	338, 700	387, 100	405, 400	432, 800			
47	262, 300	297, 300	339, 900	388, 000	406, 100	433, 100			
48	262, 900	297, 900	341, 200	389, 000	406, 800	433, 400			
49	263, 400	298, 600	342, 300	389, 900	407, 300	433, 600			
50	264, 000	299, 300	343, 500	390, 600	407, 900	433, 900			
51	264, 600	300, 000	344, 700	391, 300	408, 500	434, 100			
52	265, 100	300, 700	345, 900	391, 900	409, 200	434, 400			
53	265, 500	301, 200	347, 200	392, 300	409, 600	434, 600			
54	265, 900	301, 900	348, 200	392, 900	410, 200	434, 900			
55	266, 200	302, 500	349, 300	393, 500	410, 800	435, 200			
56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500			
57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700			
58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000			
59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300			
60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500			
61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700			
62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000			
63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300			
64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500			
65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700			
66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000			
67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300			
68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500			
69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700			
70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000			
71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300			
72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500			
73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700			
74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400				
75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700				
76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900				
77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100				
78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400				
79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700				
80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900				

81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100				
82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400				
83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700				
84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900				
85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100				
86	275, 500	315, 300	366, 500						
87	275, 800	315, 600	366, 900						
88	276, 100	315, 900	367, 300						
89	276, 400	316, 200	367, 500						
90	276, 700	316, 500	367, 900						
91	277, 000	316, 800	368, 300						
92	277, 300	317, 100	368, 700						
93	277, 600	317, 300	368, 900						
94		317, 500	369, 200						
95		317, 800	369, 600						
96		318, 200	369, 900						
97		318, 400	370, 200						
98		318, 700	370, 600						
99		319, 000	371, 000						
100		319, 400	371, 400						
101		319, 600	371, 900						
102		319, 900	372, 300						
103		320, 200	372, 700						
104		320, 500	373, 100						
105		320, 700	373, 600						
106		321, 000	374, 000						
107		321, 300	374, 300						
108		321, 600	374, 600						
109		321, 800	375, 000						
110		322, 100							
111		322, 500							
112		322, 800							
113		323, 000							
114		323, 200							
115		323, 500							
116		323, 900							
117		324, 100							
118		324, 300							
119		324, 600							
120		324, 900							
121		325, 200							
122		325, 400							
123		325, 700							

124		326,000							
125		326,300							
定年前再任用短時間勤務職員	218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600

備考　この表は、消防職給料表及び医療職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第３及び別表第４を次のように改める。

別表第３（第３条関係）

消防職給料表

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	１０級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900	541,700
2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900	548,400
3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800	553,500
4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000	557,700
5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000	561,100
6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400	564,300
7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300	567,200
8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800	569,700
9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000	571,700
10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100		
11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600		
12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100		
13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400		
14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100		
15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700		
16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300		
17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700		
18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400		
19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100		
20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700		
21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100		
22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800		
23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500		
24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200		
25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600		
26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100		
27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700		
28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300		
29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900		
30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600		
31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100		
32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600		
33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100		
34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400		
35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700		
36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100		
37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400		
38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600		
39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900		
40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100		
41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400		
42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600		

43	302, 100	310, 000	319, 600	361, 100	421, 400	440, 200	464, 400	486, 800		
44	302, 600	310, 500	320, 200	362, 300	422, 400	440, 800	464, 700	487, 000		
45	303, 000	310, 900	320, 800	363, 500	423, 400	441, 300	464, 900	487, 400		
46	303, 500	311, 400	321, 600	364, 800	424, 500	442, 000	465, 200			
47	304, 000	311, 900	322, 400	366, 000	425, 600	442, 700	465, 500			
48	304, 500	312, 400	323, 100	367, 200	426, 700	443, 300	465, 700			
49	304, 900	312, 900	323, 900	368, 500	428, 000	444, 000	466, 000			
50	305, 400	313, 400	324, 900	369, 800	428, 800	444, 400	466, 300			
51	305, 900	314, 000	325, 900	371, 000	429, 600	445, 000	466, 600			
52	306, 400	314, 500	326, 900	372, 300	430, 200	445, 600	466, 900			
53	306, 900	315, 100	328, 000	373, 200	430, 700	446, 000	467, 100			
54	307, 500	315, 700	329, 100	374, 500	431, 400	446, 400	467, 400			
55	307, 900	316, 400	330, 100	375, 700	432, 000	446, 900	467, 600			
56	308, 300	317, 000	331, 100	376, 900	432, 700	447, 400	467, 900			
57	308, 800	317, 600	332, 200	378, 000	433, 000	447, 900	468, 100			
58	309, 300	318, 400	333, 300	379, 300	433, 700	448, 400	468, 400			
59	309, 800	319, 200	334, 400	380, 700	434, 400	448, 800	468, 700			
60	310, 200	319, 900	335, 500	382, 100	434, 900	449, 200	468, 900			
61	310, 700	320, 700	336, 400	383, 400	435, 300	449, 600	469, 100			
62	311, 100	321, 500	337, 600	384, 900	435, 700	449, 900	469, 400			
63	311, 600	322, 300	338, 700	386, 400	436, 200	450, 200	469, 700			
64	312, 000	323, 200	339, 800	387, 800	436, 700	450, 500	470, 000			
65	312, 500	324, 000	340, 800	389, 000	437, 200	450, 700	470, 200			
66	313, 000	324, 800	341, 900	390, 400	437, 600	451, 000	470, 500			
67	313, 400	325, 600	343, 000	391, 700	438, 100	451, 300	470, 800			
68	313, 800	326, 400	344, 200	393, 100	438, 600	451, 500	471, 100			
69	314, 300	327, 300	345, 300	394, 200	439, 100	451, 700	471, 300			
70	314, 700	328, 200	346, 400	395, 400	439, 600	452, 000	471, 600			
71	315, 100	329, 100	347, 600	396, 600	440, 200	452, 300	471, 900			
72	315, 600	330, 000	348, 800	397, 800	440, 700	452, 500	472, 200			
73	316, 100	330, 700	349, 500	399, 100	441, 100	452, 700	472, 400			
74	316, 600	331, 600	350, 800	400, 300	441, 700	453, 000				
75	317, 200	332, 500	352, 100	401, 500	442, 100	453, 300				
76	317, 600	333, 300	353, 400	402, 600	442, 300	453, 500				
77	318, 100	334, 000	354, 600	403, 700	442, 600	453, 700				
78	318, 600	334, 900	356, 000	404, 900	443, 100	454, 000				
79	319, 200	335, 800	357, 400	406, 000	443, 400	454, 300				
80	319, 800	336, 800	358, 800	407, 200	443, 700	454, 500				
81	320, 300	337, 700	360, 100	408, 300	444, 000	454, 700				
82	320, 900	338, 600	361, 700	408, 900	444, 400	455, 000				
83	321, 600	339, 500	363, 200	409, 400	444, 800	455, 300				
84	322, 200	340, 500	364, 700	409, 900	445, 200	455, 500				
85	322, 800	341, 400	366, 100	410, 500	445, 500	455, 700				
86	323, 400	342, 400	367, 600	411, 100						
87	324, 100	343, 400	369, 100	411, 700						
88	324, 800	344, 400	370, 500	412, 300						
89	325, 500	345, 300	371, 800	412, 600						
90	326, 100	346, 600	373, 000	413, 100						

91	326, 800	347, 800	374, 200	413, 600						
92	327, 500	349, 000	375, 500	414, 100						
93	328, 000	350, 200	376, 800	414, 500						
94	328, 700	351, 500	378, 300	414, 900						
95	329, 600	352, 700	379, 800	415, 400						
96	330, 400	353, 900	381, 200	415, 900						
97	331, 100	355, 100	382, 500	416, 300						
98	331, 900	356, 400	383, 700	416, 800						
99	332, 700	357, 600	384, 800	417, 300						
100	333, 500	358, 800	386, 000	417, 700						
101	334, 400	360, 200	387, 100	418, 000						
102	335, 400	361, 100	388, 200	418, 400						
103	336, 400	362, 100	389, 300	418, 800						
104	337, 300	363, 200	390, 400	419, 100						
105	338, 100	364, 300	391, 600	419, 400						
106	338, 700	365, 400	392, 100	419, 900						
107	339, 300	366, 400	392, 700	420, 400						
108	339, 900	367, 400	393, 300	420, 900						
109	340, 400	368, 600	393, 900	421, 200						
110	340, 900	369, 600	394, 400	421, 700						
111	341, 300	370, 600	394, 800	422, 200						
112	341, 800	371, 500	395, 300	422, 700						
113	342, 600	372, 400	395, 700	423, 000						
114	343, 200	373, 300	396, 100	423, 500						
115	343, 900	374, 200	396, 600	424, 000						
116	344, 500	375, 200	397, 100	424, 500						
117	345, 100	376, 200	397, 500	424, 900						
118	345, 800	376, 600	398, 000	425, 400						
119	346, 500	377, 200	398, 600	425, 800						
120	347, 200	377, 800	399, 100	426, 300						
121	347, 800	378, 100	399, 300	426, 700						
122	348, 100	378, 500	399, 800							
123	348, 600	378, 900	400, 300							
124	349, 100	379, 300	400, 700							
125	349, 400	379, 700	401, 200							
126		380, 100	401, 700							
127		380, 500	402, 200							
128		380, 900	402, 700							
129		381, 300	403, 000							
130		381, 700	403, 500							
131		382, 100	404, 000							
132		382, 500	404, 500							
133		382, 700	404, 800							
134		383, 200	405, 300							
135		383, 500	405, 700							
136		383, 800	406, 100							
137		384, 100	406, 400							
138		384, 500	406, 800							

139		385,000	407,300							
140		385,500	407,800							
141		385,800	408,100							
142		386,300								
143		386,800								
144		387,300								
145		387,600								
定年前再任用短時間勤務職員	277,300	290,300	295,200	330,500	349,300	365,000	390,700	429,400	464,800	511,600

備考　この表は、消防本部及び消防署に勤務する消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長及び消防士に適用する。

別表第４（第３条関係）

医療職給料表

職務の級	１級	２級	３級	４級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	317,300	430,100	486,900	584,000
2	319,700	432,800	488,900	590,100
3	322,000	435,500	490,800	595,200
4	324,200	438,100	492,700	599,900
5	326,400	440,600	494,200	604,200
6	329,900	442,800	495,900	608,500
7	333,400	444,800	497,700	611,900
8	336,900	446,900	499,500	614,800
9	340,500	449,000	501,300	617,300
10	344,000	450,600	503,000	619,600
11	347,500	452,200	504,800	
12	351,000	453,800	506,600	
13	354,500	455,400	508,400	
14	358,000	456,900	510,100	
15	361,500	458,400	511,900	
16	365,000	459,800	513,700	
17	368,400	461,200	515,500	
18	371,600	462,700	517,400	
19	374,900	464,200	519,300	
20	378,100	465,600	521,200	
21	381,400	466,900	523,100	
22	384,700	468,400	524,800	
23	387,900	469,800	526,600	
24	391,000	471,200	528,400	
25	394,200	472,600	530,000	
26	396,600	474,000	531,800	
27	399,000	475,300	533,600	
28	401,200	476,600	535,100	
29	403,200	478,000	536,500	
30	404,900	479,300	538,200	
31	406,600	480,700	540,000	
32	408,400	482,100	541,700	

33	410, 200	483, 400	543, 200	
34	412, 000	484, 700	544, 500	
35	413, 600	486, 000	545, 800	
36	415, 100	487, 400	547, 100	
37	416, 600	488, 800	548, 100	
38	418, 000	490, 400	549, 400	
39	419, 400	492, 000	550, 700	
40	420, 800	493, 500	552, 000	
41	422, 300	495, 100	553, 000	
42	423, 100	496, 300	553, 800	
43	423, 800	497, 300	554, 600	
44	424, 500	498, 300	555, 400	
45	425, 300	499, 100	556, 300	
46	425, 900	500, 000	557, 100	
47	426, 500	500, 900	557, 900	
48	427, 000	501, 700	558, 600	
49	427, 500	502, 400	559, 400	
50	427, 900	503, 100	560, 200	
51	428, 400	503, 800	560, 900	
52	428, 800	504, 400	561, 800	
53	429, 200	505, 000	562, 700	
54	429, 500	505, 700	563, 500	
55	429, 800	506, 300	564, 400	
56	430, 200	506, 900	565, 300	
57	430, 500	507, 200	566, 100	
58	430, 800	507, 800	566, 900	
59	431, 100	508, 400	567, 700	
60	431, 400	509, 100	568, 400	
61	431, 800	509, 500	569, 200	
62	432, 100	510, 100	570, 100	
63	432, 400	510, 800	571, 000	
64	432, 700	511, 500	571, 900	
65	433, 000	511, 900	572, 700	
66		512, 500	573, 600	
67		513, 100	574, 500	
68		513, 600	575, 400	
69		514, 100	576, 200	
70		514, 600	577, 100	

71		515,100	578,000	
72		515,600	578,900	
73		516,000	579,700	
74		516,500		
75		516,900		
76		517,300		
77		517,800		
78		518,400		
79		518,900		
80		519,300		
81		519,800		
82		520,400		
83		521,000		
84		521,500		
85		522,000		
定年前再任用短時間勤務職員	339,500	386,200	446,500	528,200

備考　この表は、保健所に勤務する医師に適用する。

第２条　前橋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「地域手当」の次に「、広域異動手当」を、「単身赴任手当」の次に「、転居手当」を加える。

第９条の３の次に次の１条を加える。

（広域異動手当）

第９条の３の２　職員がその在勤する公署を異にして異動した場合又は職員の在勤する公署が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき市規則で定めるところにより算定した公署間の距離（異動等の日の前日に在勤していた公署の所在地と当該異動等の直後に在勤する公署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と公署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する公署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも６０キロメートル以上であるとき（当該住居と公署との間の距離が６０キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と公署との間の距離が６０キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として市規則で定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から３年を経過する日までの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る公署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた公署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として市規則で定める場合は、この限りでない。

(1)　３００キロメートル以上　１００分の１６

(2)　６０キロメートル以上３００キロメートル未満　１００分の８

２　前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から３年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

３　国家公務員若しくは給料表の適用を受けない地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者（任用の事情等を考慮して市規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして市規則で定めるものがあった職員であって、これらに伴い勤務場所に変更があったものには、市規則の定めるところにより、前２項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

４　前３項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前３条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前３項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前３項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

５　前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第９条の６第１項本文中「この条」の次に「及び次条第７項第２号」を加え、同条第２項中「（市規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が市規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、７万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて市規則で定める額を加算した額）」を削り、同条の次に次の１条を加える。

（転居手当）

第９条の７　職員が異動等に伴って特定転居元から住居を移転した場合において、当該特定転居元から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、往来距離（往来距離により難い特別の事情があるものとして市規則で定める場合には、市規則で定める区間の距離。次項において同じ。）が市規則で定める距離以上であるときは、当該職員には、市規則で定めるところにより、当該異動等の日の属する月の翌月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から３年間（単身赴任手当支給職員にあっては、前条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当が支給される間）、転居手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた公署への異動等が予定されている場合その他の転居手当を支給することが適当と認められない場合として市規則で定める場合は、この限りでない。

２　転居手当の月額は、４万３，０００円（単身赴任手当支給職員にあっては、１０万５，０００円）を超えない範囲内で往来距離の区分に応じて市規則で定める額とする。

３　第１項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴

任手当支給職員以外の職員となったとき又は同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員以外の職員が単身赴任手当支給職員となったときは、転居手当を支給することが適当でない場合として市規則で定める場合を除き、引き続き転居手当を支給する。この場合において、同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となった場合における当該転居手当を支給する期間は、市規則で定める。

4　第１項の規定により転居手当を支給されている職員が、異動等に伴って同項の規定により新たに転居手当を支給されることとなるときは、現に支給されている転居手当の支給は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により新たに転居手当を支給される月の前月で終わるものとする。

5　国家公務員若しくは給料表の適用を受けない地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者（任用の事情等を考慮して市規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして市規則で定めるものがあった職員であって、これらに伴い勤務場所に変更があり、当該変更に伴って住居を移転したものその他第１項の規定による転居手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、市規則で定めるところにより、前各項の規定に準じて、転居手当を支給する。

6　前各項に規定するもののほか、転居手当の支給額の改定その他転居手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

7　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 異動等　公署を異にする異動又は職員の在勤する公署の移転

(2) 特定転居元　異動等に伴って住居を移転する職員の移転前の住居がある場所であって、移転後に職員が当該場所と移転後の住居との間を往来する必要が生ずると通常想定される場所として、職員が当該場所を生活の拠点としていた期間その他の事情を考慮して市規則で定める場所（単身赴任手当支給職員にあっては、配偶者の住居）

(3) 往来距離　市規則で定めるところにより算定した職員の現在の住居と特定転居元との間の距離

(4) 単身赴任手当支給職員　前条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員

第１４条第１項中「地域手当」の次に「及び広域異動手当」を加え、「及び初任給調整手当」を「並びに初任給調整手当及び転居手当（第９条の７第７項第４号に規定する単身赴任手当支給職員に対して支給するものを除く。）」に改める。

第１６条第２項各号列記以外の部分中「１００分の１２８．７５」を「１００分

の１２７．５」に、「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の７３．７５」を「１００分の７２．５」に、「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の６３．７５」を「１００分の６２．５」に改め、同条第４項中「地域手当」の次に「及び広域異動手当」を加え、同条第５項中「月額及び」を「月額並びに」に改め、「地域手当」の次に「及び広域異動手当」を加える。

第１９条第２項第１号中「及び」を「並びに」に改め、「地域手当」の次に「及び広域異動手当」を加え、「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、同項第２号中「１００分の５３．７５」を「１００分の５２．５」に、「１００分の６３．７５」を「１００分の６２．５」に改め、同条第３項中「及び」を「並びに」に改め、「地域手当」の次に「及び広域異動手当」を加える。

第２３条第２項から第５項までの規定中「地域手当」の次に「、広域異動手当」を加える。

第２５条第１項中「地域手当」の次に「、広域異動手当」を、「単身赴任手当」の次に「、転居手当」を加える。

（前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第３条　前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２１年前橋市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の９６．２５」を「１００分の９８．７５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に、「１００分の８８．７５」を「１００分の９１．２５」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第７条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
１	４１９，０００
２	４７０，０００
３	５２５，０００
４	５９３，０００
５	６７７，０００
６	７９０，０００

７	９２３，０００

第４条　前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の９８．７５」を「１００分の９７．５」に、「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の９１．２５」を「１００分の９０」と、「総額」とあるのは「総額（任命権者又はその委任を受けた者に所属する職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に３を超えない範囲内で当該職員の数に応じて市規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で市長の承認を受けた額）」に改める。

（前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第５条　前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４１年前橋市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「いう」の次に「。第１６条第２項において同じ」を、「地域手当」の次に「、広域異動手当」を、「単身赴任手当」の次に「、転居手当」を加える。

第６条の２の次に次の１条を加える。

（広域異動手当）

第６条の２の２　広域異動手当は、職員がその在勤する公署を異にして異動した場合又は職員の在勤する公署が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この項において「異動等」という。）につき管理者が定めるところにより算定した異動等の日の前日に在勤していた公署の所在地と当該異動等の直後に在勤する公署の所在地との間の距離及び住居と公署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する公署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも６０キロメートル以上であるとき（当該住居と公署との間の距離が６０キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と公署との間の距離が６０キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として管理者が定める場合を含む。）に、当該職員に対して支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた公署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として管理者が定める場合は、この限りでない。

２　前項のほか、同項の規定による広域異動手当を支給される職員との権衡上必要

があると認められるものとして管理者が定める職員には、広域異動手当を支給する。

第７条の２第１項本文中「この項」の次に「及び次条第１項」を加え、同条の次に次の１条を加える。

（転居手当）

第７条の３　転居手当は、職員が公署を異にする異動又は職員の在勤する公署の移転（以下この項において「異動等」という。）に伴って特定転居元（異動等に伴って住居を移転する職員の移転前の住居がある場所であって、移転後に職員が当該場所と移転後の住居との間を往来する必要が生ずると通常想定される場所として、職員が当該場所を生活の拠点としていた期間その他の事情を考慮して管理者が定める場所（前条の規定により単身赴任手当を支給される職員にあっては、配偶者の住居）をいう。以下この項において同じ。）から住居を移転した場合において、当該特定転居元から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、管理者が定めるところにより算定した職員の現在の住居と特定転居元との間の距離（当該距離により難い特別の事情があるものとして管理者が定める場合には、管理者が定める区間の距離）が管理者が定める距離以上であるときに、当該職員に対して支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた公署への異動等が予定されている場合その他の転居手当を支給することが適当と認められない場合として管理者が定める場合は、この限りでない。

２　前項のほか、同項の規定による転居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、転居手当を支給する。

第１６条第２項中「管理職手当」を「広域異動手当、管理職手当並びに初任給調整手当」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条及び第５条並びに附則第６項から第８項まで及び第１０項から第１４項までの規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の前橋市一般職の職員の給与に関する条例（次項及び附則第５項において「第１条改正後給与条例」という。）第７条の３第１項、第１５条第１項及び第２項、別表第１、別表第３並びに別表第４の規定並びに第３条の規定による改正後の前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項及び附則第５項において「改正後の任期付職員条例」という。）別表の規定

は、令和８年４月１日から適用する。

３　第１条改正後給与条例第１６条第２項及び第３項並びに第１９条第２項の規定並びに改正後の任期付職員条例第９条第２項の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（第２種初任給調整手当に関する特例）

４　令和８年４月１日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの間における前橋市一般職の職員の給与に関する条例第７条の４第１項の規定の適用については、同項中「当該職員に適用される」とあるのは、「前橋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和８年前橋市条例第　　号）第１条の規定による改正前の別表第１、別表第３及び別表第４の給料表を適用するとしたならば当該職員に適用されることとなる」とする。

（給与の内払）

５　第１条改正後給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の前橋市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第３条の規定による改正前の前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第１条改正後給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（広域異動手当に関する経過措置）

６　第２条の規定による改正後の前橋市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第２条改正後給与条例」という。）第９条の３の２の規定は、令和６年４月２日から第２条の規定の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する公署を異にして異動した場合又は職員の在勤する公署が移転した場合についても適用する。この場合において、第２条改正後給与条例第９条の３の２第１項中「当該異動等の日から」とあるのは、「令和９年４月１日から当該異動等の日以後」とする。

７　第２条の規定の施行の日から令和１０年３月３１日までの間における第２条改正後給与条例第９条の３の２第４項の規定の適用については、同項中「前３条」とあるのは、「前３条又は前橋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年前橋市条例第６号）附則第６項」とする。

（転居手当に関する経過措置）

８　第２条改正後給与条例第９条の７の規定は、次に掲げる職員にも適用する。この場合において、同条第１項中「より、」とあるのは「より、令和９年４月以降、」と、「３年間」とあるのは「通算して３年を経過する月までの間」とする。

(1)　令和６年４月２日から第２条の規定の施行の日の前日までの間に異動等（第

２条改正後給与条例第９条の７第７項第１号に規定する異動等をいう。次号において同じ。）に伴って特定転居元（同項第２号に規定する特定転居元をいう。次号において同じ。）から住居を移転した職員（同号に掲げる職員を除く。）

(2) 第２条の規定の施行の日前に異動等に伴って特定転居元から住居を移転し、前橋市一般職の職員の給与に関する条例第９条の６第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給されることとなった職員

(3) その他前２号に掲げる職員との均衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員

（委任）

９　附則第４項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

（前橋市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

１０　前橋市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和２８年前橋市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第３条中「及びこれに対する地域手当」を「並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当」に改める。

（前橋市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

１１　前橋市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和４年前橋市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第３条中「、管理職手当及び」を「及び広域異動手当、管理職手当並びに」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される前橋市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

１２　外国の地方公共団体の機関等に派遣される前橋市職員の処遇等に関する条例（平成１２年前橋市条例第５２号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項及び第８条本文中「地域手当」の次に「、広域異動手当」を加える。

（公益的法人等への前橋市職員の派遣に関する条例の一部改正）

１３　公益的法人等への前橋市職員の派遣に関する条例（平成１３年前橋市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第４条及び第８条中「地域手当」の次に「、広域異動手当」を加える。

（前橋市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

１４　前橋市職員の退職手当に関する条例（昭和３１年前橋市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第６条の５第２項中「地域手当」の次に「及び広域異動手当」を加える。